



発行所 ☎730 - 0012  
 広島市中区上八丁堀8番10号  
 建設業労働災害防止協会広島県支部  
 発行人 高見誠一  
 TEL(082)228-8250  
 印刷所 広島市西区東観音町3番8号  
 中外印刷株式会社  
 TEL(082)291-4646

定価 40円 送料 60円 毎月1回 10日発行 会員の方は会費に「建設防広島」の購読料が含まれています。 12月号

## 広島労働局・建災防広島県支部合同パトロール 建設業年末年始労働災害防止強調期間に実施

平成26年度建設業年末年始労働災害防止強調期間（平成26年12月1日～平成27年1月15日）の始まった12月3日、広島労働局と建災防広島県支部合同のパトロールを実施しました。今回は「広島赤十字・原爆病院新築工事」の現場をパトロールさせていただきました。当日は広島労働局より井上労働基準部長と新庄産業安全専門官、建災防広島県支部から檜山支部長、常任委員6名と事務局長が参加しました。広島合同庁舎における出発式の後、現場に移動し、(株)フジタ広島支店の現場所長から説明を受けた後、パトロールを実施しました。

開口部、端部の3段手すりやネットの設置、通路の段差表示や滑り止めなどいたるところに気



出発式風景

配りが徹底され、広島中央署・分会の「フィンガーチェック運動」の掲示も創意工夫あふれる現場でした。作業所長より、『『愛をもって和をもって』を合言葉に作業員一人一人が一緒になって声を掛けあいながら作業を進めている。』とのお話がありました。年末年始労働災害防止運動を推進し、工事完成まで無災害を続けていただくようお願いしました。



現場風景



現場風景

目	次
広島労働局・建災防広島県支部合同パトロール ... 1	～ 中小総合工事業者等の皆様へ～ 安全管理士による安全パトロールを実施しませんか(無料)... 6
健康安全課からのお知らせ ..... 2	～ 建設労働者確保育成助成金「技能実習コース(経費助成・賃金助成)」について～ ..... 6
「過労死等防止対策推進法」が11月1日施行されました ..... 3	労働災害発生状況 ..... 7
安全衛生推進大会案内 ..... 4	講習・行事コーナー (平成26年12月～平成27年3月) ..... 8
広島県低層住宅建築工事安全対策協議会が開催されました ..... 5	
『技能講習を受講される皆様へ』お知らせ ..... 5	

## 健康安全課からのお知らせ

ジメチル・2,2-ジクロロビニルホスフェイト（DDVP）が新たに「特定化学物質障害予防規則」の措置対象物質に追加され、現行の有機溶剤中毒予防規則の措置対象物質の一部（10物質）が「特定化学物質障害予防規則の措置対象物質」に移行することになりました。

**新規追加物質**：健康障害防止措置の導入が必要なジメチル-2、2-ジクロロビニルホスフェイト（DDVP）と新規に特定化学物質障害予防規則の措置対象物質に追加され、発がんのおそれのある以下の**有機溶剤10物質**は、発がん性に着目した規制を行う必要があるため、現行の「有機溶剤中毒予防規則」の措置対象物質から、「特定化学物質障害予防規則」の措置対象物質に移行します。

- 1：クロロホルム
- 2：四塩化炭素
- 3：1,4-ジオキサン
- 4：1,2-ジクロロエタン（1,2-ジクロロエタン、別名二塩化エチレン）
- 5：ジクロロメタン（ジクロロメタン、別名二塩化メチレン）
- 6：スチレン
- 7：1,1,2,2-テトラクロロエタン（別名四塩化アセチレン）
- 8：テトラクロロエチレン（別名パークロロエチレン）
- 9：トリクロロエチレン（トリクロロエチレン）
- 10：メチルイソブチルケトン（MIBK）

特化則への移行で、健診記録、作業環境測定記録の保存が延長（30年）され、新たに作業記録の作成及び保存（30年）が必要になります。

なお、労働安全衛生規則第641条第1項には「特定元方事業者の特別規制」が規定されていますが、移行した10物質（特別有機溶剤等）については、「有機溶剤等の容器の集積箇所の統一」の規制が適用になります。

省令改正は平成26年8月25日公布、平成26年11月1日施行になりました。

詳しくは厚生労働省ホームページ 政策について 分野別の政策一覧 雇用労働  
労働基準 安全衛生 職場における化学物質対策について 平成26年11月の  
特定化学物質障害予防規則・作業環境測定基準等の改正 をご覧ください。

建災防広島ホームページ：「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について（11月1日施行）」からもご覧いただけます。

## 「過労死等防止対策推進法」が11月1日施行されました

この法律は、国が過労死等防止のため、対策の大綱を定めることとし、具体的には、過労死等に対する調査研究をすること、啓発・相談体制を整備すること、民間団体の活動支援を行うこと、厚生労働省に当事者、労働者代表、使用者代表、専門家等で構成された過労死等防止対策推進協議会を設置することが内容になっております。

厚生労働省が平成26年6月27日公表した「平成25年度脳・心臓疾患と精神障害の労働災害補償状況」によると、「脳・心臓疾患」に関する事案の労災請求件数は784件、支給決定件数は306件、このうち「建設業」の請求件数は「運輸・郵便事業」に次いで多い122件、うち決定件数が91件、「精神障害」に関する事案の請求件数は過去最高の1409件、決定件数は436件、そのうち「建設業」の請求件数は24年度45件の倍近い87件、認定件数は68件となっています。（詳細は厚生労働省ホームページ 報道・資料 2014年6月をご覧ください。）

### 過労死等防止対策推進法について

#### 総 則

**目的** 近年、我が国において過労死等が多発し大きな社会問題となっていること及び過労死等が、本人はもとより、その遺族又は家族のみならず社会にとっても大きな損失であることに鑑み、過労死等に関する調査研究等について定めることにより、過労死等の防止のための対策を推進し、もって過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に寄与することを目的とすること。

**定義** 過労死等：業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患を原因とする死亡若しくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患若しくは心臓疾患若しくは精神障害

**基本理念** 過労死等の防止のための対策は、

- 1 過労死等に関する実態が必ずしも十分に把握されていない現状を踏まえ、過労死等に関する調査研究を行うことにより過労死等に関する実態を明らかにし、その成果を過労死等の効果的な防止のための取組に生かすことができるようにするとともに、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、これに対する国民の関心と理解を深めること等により、行われなければならないこと。
- 2 国、地方公共団体、事業主その他の関係する者の相互の密接な連携の下に行われなければならないこと。

**国の責務等** 国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を規定

**過労死等防止啓発月間** 国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるため、過労死等防止啓発月間（11月）を規定

**年次報告** 政府は、毎年、国会に、我が国における過労死等の概要及び政府が過労死等の防止のために講じた施策の状況に関する報告書を提出しなければならないことを規定

#### 過労死等の防止のための対策に関する大綱

政府は、過労死等の防止のための対策に関する大綱を定めなければならないことを規定

#### 過労死等の防止のための対策

調査研究等（ ）、啓発、相談体制の整備等、民間団体の活動に対する支援を規定

国は、過労死等に関する調査研究等を行うに当たっては、過労死等が生ずる背景等を総合的に把握する観点から、業務において過重な負荷又は強い心理的負荷を受けたことに関連する死亡又は傷病について、事業を営む個人や法人の役員等に係るものを含め、広く当該過労死等に関する調査研究等の対象とするものとすることを規定

#### 過労死等防止対策推進協議会

厚生労働省に、過労死等の防止のための対策に関する大綱を定めるに際して意見を聴く、当事者等、労働者代表者、使用者代表者及び専門的知識を有する者をもって構成される過労死等防止対策推進協議会を設置

#### 過労死等に関する調査研究等を踏まえた法制上の措置等

政府は、過労死等に関する調査研究等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、過労死等の防止のために必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとすることを規定

# 第17回広島県建設専門工事業者団体等 安全衛生推進大会

と き 平成27年2月5日(木) 13:20~

ところ 広島YMCA「国際文化ホール」(広島市中区八丁堀7-11)

## 大会趣旨

建設業労働災害防止協会では、平成6年度より平成22年度までは厚生労働省の委託事業により、その後は広島県支部自主事業として「専門工事業者安全管理活動等促進事業」を推進してまいりました。その一環として、標記大会を開催しております。

専門工事業に所属し、建設工事現場の最前線で、直接作業に従事される作業の方が被災されることが多いことを踏まえ、専門工事業の事業者自らの積極的な安全衛生管理活動を促進することを目的として開催するものです。

広島県内の建設業における労働災害に占める専門工事業所属労働者の発生割合は依然として高く、自主的な安全衛生管理活動も未だに十分に機能しているとは言い難い状況にあることから、経営首脳を始め関係者の安全衛生意識の高揚を図り、労働災害の確実な減少に資するために、専門工事業者18団体と建災防広島県支部が一緒になって、本大会を開催いたします。

**主催** 広島県建設専門工事業者団体等18団体  
建設業労働災害防止協会広島県支部

**後援** 広島労働局

## 大会次第

開会のことば	専門工事業者団体の代表者
開会挨拶	建設業労働災害防止協会広島県支部長
後援者挨拶	広島労働局
来賓祝辞	中国地方整備局
功労者表彰	40名以内
受賞者謝辞	受賞者代表
祝辞	広島労務研究会幹事長

## 安全衛生セミナー

「(仮題)建設業担い手育成における発注者としての取組について」

国土交通省中国地方整備局企画部総括技術検査官 安藤繁雄 氏

「フィンガーチェック運動の取組について」

厚生労働省広島中央労働基準監督署長 落合正典 氏

閉会のことば 専門工事業者団体の代表者

## 広島県低層住宅建築工事安全対策協議会が開催されました

去る、11月28日(金)午後1時から、広島合同庁舎会議室において、平成26年度の広島県低層住宅建築工事安全対策協議会(旧「広島県木造家屋等低層住宅建築工事安全対策協議会」から改称)が開催されました。協議会には特別委員として、広島労働局健康安全課長、建設業担当安全専門官、広島県土木局建築課建築指導グループ主査、委員として低層住宅建築関係団体等から8団体12名が出席されました。



健康安全課長より、「建設業の労働災害が減少するなか、低層住宅工事は増加しており、墜落転落、丸のこ切創、建設機械との接触などによる災害防止対策の一層の徹底を図ることが求められる。人手不足問題、未熟練作業者災害の増加にも留意してほしい。」と挨拶を受け、「低層住宅建築工事労働災害発生状況」「足場の設置が困難な屋根上作業での墜落災害防止対策のポイント」などについて労働局担当官より説明を受けた後、会長等役員選出、協議会の活動計画に沿って、現状説明と各団体の実施状況、意見交換が行われました。写真は協議会の開催状況。

## 『技能講習を受講される皆様へ』お知らせ

### 技能講習申込時に、本人確認が必要です。

平成27年1月以降に実施する技能講習を受講される方は、申込時に本人確認書類をご提出ください。

受講者の本籍地(都道府県名のみ、外国籍の方は国名のみ)・住所・氏名・生年月日が記載された次のような公的書類をご提示又はご提出ください。

「住民票」、または「住民票記載事項の証明書」(いずれも本籍地(県名のみ)記載のあるもの。)の原本又は写し

「パスポート」の原本又は写し

「国家資格」または労働安全衛生法77条の登録講習機関発行の「技能講習修了証」の原本又は写し

「外国人登録証明書」または「特別永住者証明書」または「在留カード」の原本又は写し

「自動車運転免許証」の原本又は写し(本籍地県名の記載のあるものに限る)

その他本籍地(県名のみ)が記載されている公的書類の原本又は写し

上記の書類にある、本籍地県名が、現状と同じであることを確認してください。

(本籍地県名の記載のないもの、現状と変更されているものがありますので、ご注意ください。)労働局のご指導により本人確認手続きの厳格化が求められており、ご協力をお願いします。

## ～ 中小総合工事業者等の皆様へ～ 安全管理士による安全パトロールを実施しませんか（無料）

安全管理士は、安全のプロフェッショナルです。土木・建築工事等の様々な現場の安全パトロールに対応できます。また、パトロール結果を外部に公表することはありません。安全パトロールは国からの支援により実施しますので、現場までの交通費、パトロール（個別指導）等にかかる費用はすべて無料です。

お申し込みの際は、本部、支部に派遣可能日等を確認し、派遣要請書でお申込みください。（用紙は広島県支部にあります。）

安全管理士にかかる安全パトロールの詳細は、建災防本部あて電話（03-3453-0464）にてお問い合わせください。

## ～ 建設労働者確保育成助成金 「技能実習コース（経費助成・賃金助成）」について～

技能講習や特別教育を受講させた事業主は、経費や賃金の助成を受けられる制度です。

対象は中小建設事業主で、雇用する建設労働者が受講した場合です。

《経費助成》事業主が負担する受講料の8割が助成されます。《賃金助成》は建設労働者（雇用保険被保険者）に有給で受講させた場合、賃金の一部が助成となります。

### 1. 助成を受けられる中小事業主とは

雇用保険料率が16.5/1000を適用されている中小建設事業主（資本金3億円以下、又は従業員300人以下の建設事業主）で、支給申請日の属する年度の前年度より前のいずれかの保険年度の労働保険料を滞納していない事業主。）

### 2. 対象となる受講者

《経費援助》事業主が自社の雇用する建設労働者（雇用保険被保険者資格取得者）であり、講習経費（受講料）を事業主が負担していること。

《賃金助成》受講者が雇用保険被保険者資格取得者であり、受講日の賃金を通常の賃金と同額かそれ以上支払うこと（法定労働時間外又は休日に受講する場合は、振替休日付与或いは割増賃金支払いをすること）。

### 3. 問い合わせ先

助成金の支給申請手続き、対象となる講習等については、事前に当支部（担当北浦）におたずねください。

### 4. 厚生労働省ホームページでもご案内

この助成金について、厚生労働省からパンフレットが出ておりますので、下のアドレスが、「厚生労働省ホームページ 建設労働者確保育成助成金」で検索してご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/img-728132241.pdf>

平成25年・26年 建設業における事故の型別労働災害発生状況 (労働者死傷病報告による)

広島労働局 (平成26年10月末日現在)

事故の型別	墜落転落	転倒	激突	飛来落下	崩壊	激突され	はね巻き	切れこすれ	踏み抜き	高温・低温の接	有害物質との接	感電	火災	交通事故	動作の反動	その他	合計
平成25年	(5) 98	21	16	31	8	7	(1) 31	31	4	(1) 6	0	1	(1) 1	5	11	1	(8) 272
平成26年	(2) 80	23	7	30	6	(1) 14	(1) 25	(1) 26	1	6	1	1	0	(1) 11	13	1	(6) 245

( )内は、死亡の内数

平成25年・26年 全産業・建設業・署別労働災害発生状況 (労働者死傷病報告による)

広島労働局 (平成26年10月末日現在)

監督署別	全 産 業							建 設 業							平成26年 建設業/全産業 (%)
	平成25年			平成26年			増減数	平成25年			平成26年			増減数	
	死亡	休業	死傷計	死亡	休業	死傷計		死亡	休業	死傷計	死亡	休業	死傷計		
広島中央 呉	4	670	674	3	630	633	-41	3	82	85	2	67	69	-16	10.9
福 山	3	178	181	1	189	190	9	1	24	25	0	26	26	1	13.7
尾 道	0	441	441	5	449	454	13	0	43	43	2	46	48	5	10.6
三 次	5	121	126	1	120	121	-5	3	16	19	2	14	16	-3	13.2
広 島	2	159	161	1	148	149	-12	1	19	20	0	18	18	-2	12.1
北 市	1	128	129	2	155	157	28	0	17	17	0	21	21	4	13.4
廿 日	3	235	238	1	246	247	9	0	39	39	0	25	25	-14	10.1
合 計	0	204	204	0	196	196	-8	0	24	24	0	22	22	-2	11.2
合 計	18	2,136	2,154	14	2,133	2,147	-7	8	264	272	6	239	245	-27	11.4

平成26年(10月末) 建設業死亡災害発生状況

番号	発生日	職 種 性 別 年 齢 (年代) 経 験 (年)	事故の型 起 因 物	発 生 状 況
1	1月	作業員 男 30代 4年	激突され トラック	道路補修現場において、アスファルト切削後の路面の厚みを写真撮影する準備中、後進してきた搬出用ダンプトラックにひかれた。
2	3月	作業員 男 10代 1年	挟まれ 解体用機械	木造民家解体工事現場で、解体用機械の下に通した散水ホースを取ろうとした被災者に運転者が気づかず排土板を動かし、車体と排土板の間に挟まれた。
3	6月	作業員 男 40代 8ヶ月	転落・下敷き 農業機械	河川維持工事現場で、刈取った草をロール状にするロールベイダを運転し、のり面を降りていたところ、機械が転倒し、運転者が下敷きになり死亡した。
4	7月	作業員 男 60代 4年	墜落・転落 作業床、歩板	R C造7階建てマンション屋上の防水工事を行うため、当該屋上へ立入り屋上床面に防水シートを重ね貼りするため、屋上床面の洗浄作業の準備を行っていたところ、床面端から約19メートル下に墜落した。
5	9月	作業員 男 10代 2年	交通事故 トラック	会社所有のトラックに労働者4名で同乗し、広島市内の建設現場に向かう途中、トンネルを出たところで雨のためスリップし、中央分離帯のガードレールに激突し助手席の労働者が車外に投げ出され死亡した。
6	9月	作業員 男 60代 2年	切れ・こすれ 丸のご盤	リフォーム工事のため、木造2階建て住居の1階床下に入り、大引き材を携帯用丸のご盤で切断中、大引き材から跳ねた携帯用丸のご盤が右大腿部に接触し被災した。

# 平成26年度講習計画

(平成26年12月～平成27年3月末までの計画)

## 建設業労働災害防止協会広島県支部

建設工事に従事する労働者の  
ための安全衛生教育  
「建設従事者教育」(6時間)  
\*要請により、随時実施(支部)

### 作業主任者・運転技能講習の日程

足場の組立て等	実施場所	担当分会	地山の掘削及び土止め支保工	実施場所	担当分会	車両系(解体用)技能特例	実施場所	担当分会
1月22～23日	福山市	福山	2月4～6日	広島市	広島	1月26日	広島市	広島
3月5～6日	広島市	広島						
			木造建築物の組立て等	実施場所	担当分会	酸欠・硫化水素危険	実施場所	担当分会
型枠支保工の組立て等	実施場所	担当分会	1月14～15日	福山市	福山	2月13～14・16日	広島市	支部
1月21～22日	広島市	広島						
			建築物等の鉄骨の組立て等	実施場所	担当分会			
			2月18～19日	広島市	広島			

### 特別教育等の日程

巻上げ機運転業務	実施場所	受付分会	丸のご取扱い作業	実施場所	受付分会	自由研削砥石取替え等業務	実施場所	受付分会
1月20日	広島市	広島	12月18日	福山市	福山	2月19日	呉市	呉
26日	福山市	福山				23日	福山市	福山
			アーク溶接等業務	実施場所	受付分会	3月16日	広島市	広島
低圧電気取扱業務	実施場所	受付分会	12月18～19日	広島市	広島			
1月22日	呉市	呉				酸欠・硫化水素危険作業	実施場所	受付分会
2月13日	広島市	広島	振動工具取扱作業	実施場所	受付分会	3月18日	呉市	呉
			2月6日	福山市	福山			

### 職長等各種教育の日程

職長・安全衛生責任者教育	実施場所	受付分会	新総合工事業者のリスクアセスメント	実施場所	受付分会	足場能力向上教育・足場点検実務者研修	実施場所	受付分会
1月28～29日	広島市	広島	2月26日	広島市	広島	2月25日	広島市	広島
2月19～20日	福山市	福山						
26～27日	呉市	呉						
3月17～18日	広島市	広島	木建能力向上教育	実施場所	受付分会	木建解体作業指導者教育	実施場所	受付分会
			2月12日	福山市	福山	2月4日	福山市	福山

\* 詳細につきましては、支部及び各分会にお問い合わせください。

なお、定員に満たない場合は中止、または、延期する場合があります。

建災防広島県支部 (082) 228 - 8250

### 広島県支部各分会

広島分会 (082) 228 - 8252  
呉分会 (0823) 22 - 6886  
福山分会 (084) 924 - 4320

三原分会 (0848) 63 - 9920  
尾道分会 (0848) 22 - 8918

三次分会 (0824) 62 - 4391  
廿日市分会 (0829) 31 - 0196

### ホームページアドレス

建災防広島県支部 <http://www.jcsha-hiroshima.jp/>  
建災防広島県支部広島分会 <http://www16.ocn.ne.jp/~hiroibun/>  
建災防広島県支部福山分会 <http://www4.ocn.ne.jp/~fukubun/>  
建災防広島県支部三次分会 <http://ww7.enjoy.ne.jp/~kkm62/>